

2014 年 7 月 30 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—外貨管理政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 343 号 ）

国家外貨管理局、 資本金の自由な元転を可能に 国内 16 地域で試行実施へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は、2014 年 7 月 4 日付で『一部の地区で外商投資企業外貨資本金元転管理方式の改革試行を展開することに関連する問題についての通達』（匯発[2014]36 号、以下『36 号通達』という）を公布しました。中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）で認めている外貨資本金の自由元転措置を、国内 16 の試行地域でも実施することを決定しました¹。ただし、上海自由貿易区での措置と同様、企業は元転後の資本金を「元転後支払待ち口座」に入金し、実需に基づいて使用しなければなりません。『36 号通達』は、2014 年 8 月 4 日より施行されます。

□ 上海自由貿易区の政策を適用拡大

現行の外貨管理規定によれば、外商投資企業による外貨資本金の元転は、手元準備金（1 回 5 万米ドル以内、月額 10 万米ドル以内）を除き、実際に資金を必要とする際にその都度、必要な額だけ元転しなければなりません。『36 号通達』は、国内 16 の試行地域（右囲み参照）内の企業に対し、外貨資本金を自由に元転することを認めるもので、上海自由貿易区で実施されている政策の適用拡大措置となります。

外貨資本金自由元転の試行地域

天津濱海新区、瀋陽経済区、蘇州工業園区、東湖国家自主革新モデル区（武漢市）、南沙新区（広州市）、横琴新区（珠海市）、成都市ハイテク産業開発区、中関村国家自主革新モデル区（北京市）、両江新区（重慶市）、黒龍江沿辺開発開放外貨管理改革試行地区、温州市金融総合改革試験区、平潭総合実験区（福州市）、中国—マレーシア欽州産業園区（広西省）、貴陽総合保税區、前海深圳・香港現代サービス合作区（深圳市）、青島市财富管理金融総合改革試験区

自由元転を行う企業は、外貨資本金口座の開設銀行で外貨資本金口座と対応する「元転後支払待ち口座」を開設し、元転後の資本金を一旦その口座に預け入れた後、実需に基づいて使用しなければなりません。

¹ 上海自由貿易区における外貨資本金の自由元転規定については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 309 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。⇒ http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.309.pdf

せん（第2条）。企業は従来どおり、決済を必要とする際に外貨資本金口座の資本金を必要な額だけ元転して直接支払うこともできますが、この場合は「元転後支払待ち口座」を通じて支払うことはできません。また、従来規定のとおり、元転後の人民元資金は経営範囲以外に使用してはならず、証券投資や委託貸付の実行、企業間貸借や第三者に転貸した銀行借入金の返済、自社用以外の国内不動産の購入（不動産企業を除く）等も禁止されます（第3条）。

□ 元転後の持分出資も可

企業が元転後支払待ち口座内の資金を使用する場合、取引の真実性を証明する書類のほか、『直接投資関連口座資金支払指図書』を銀行に提出し、取引の真実性と資金使用のコンプライアンス遵守を保証する必要があります（第5条第1項）。ただし、手元準備金名義であれば、月額 60 万元相当額まで取引証明資料なしで使用可能となっています（第5条第3項）。また、1つの元転後支払待ち口座は1つの外貨資本金口座とリンクしているため、外貨資本金口座間では可能な同一名義口座間の振替が元転後支払待ち口座では不可とされています（第2条）。外貨管理局の許可なく、元転後支払待ち口座内の人民元資本金で外貨を購入し、外貨資本金口座に戻し入れることも禁止されています。

外貨資本金で再投資を行う投資性公司等の企業は、元転後の資本金を投資先企業が開設する「元転後支払待ち口座」に振り

込むことができます

（第4条）。ただし、投資性公司等の企業が持分投資以外で使用する資本金は、実需原則に基づいて元転する必要があります。

なお、『36号通達』は、試行地域の企業による外貨資本金の元転に対して「自由元転比率」を設けています

（第1条）。その比率は全額の元転を可能とする「100%」に設定されているものの、国家外貨管理局が国際収支の状況に基づいて適宜調整できるとしています。また、

【図表】「元転後支払待ち口座」に関する主な規定

入金範囲	✓ 対応する資本金口座、国内資産現金化口座、国内再投資口座から元転して振り替える資金 ✓ 当該口座から規定に基づき払い出した後に戻し入れる資金 ✓ 取引の取消により返却される資金 ✓ 人民元利息収入 ✓ 外貨管理局の登記・認可を経たその他の収入
出金範囲	✓ 経営範囲内の支出 ✓ 人民元保証金の支払 ✓ 資金集中管理専用口座への振替 ✓ 使用を完了した人民元貸付の返済 ✓ 外債の返済（外貨購入・支払） ✓ 外国投資家の減資・出資撤回（外貨購入・支払） ✓ 経常項目支出（外貨購入・支払） ✓ 外貨管理局の登記・認可を経たその他の資本項目支出
口座内人民元資金の使用禁止事項	✓ 企業の経営範囲以外での使用 ✓ 証券投資 ✓ 委託貸付の実行（経営範囲が許可する場合を除く） ✓ 企業間貸借金（第三者による立替を含む）の返済 ✓ 第三者に転貸した銀行借入金の返済 ✓ 自社用以外の国内不動産の購入（不動産企業を除く）
その他の管理規定	✓ 元転資金の使用時に『直接投資関連口座資金支払指図書』を提出 ✓ 元転資金で外貨を購入して外貨資本金口座に戻し入れることは不可（要許可） ✓ 同一名義の元転後支払待ち口座間の振替は不可 ✓ 手元準備金名義での使用は月額 60 万人民元相当まで可

（『36号通達』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

国内企業が開設する国内資産現金化口座と国内再投資口座の外貨資金は、外貨資本金口座と同様に自由元転を行うことができますが、外国投資家前記費用口座内の外貨は実需原則に基づいて元転しなければなりません（第6条）。

＊

『36号通達』の規定は、上海自由貿易区における制度設計をほぼそのまま“複製”しています。上海自由貿易区の設立目的である「複製可能、普及可能」がまた一つ実現することになります。

『36号通達』の詳細については、4ページからの日本語仮訳および11ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

国家外貨管理局

匯発[2014]36号

**一部の地区で外商投資企業外貨資本金元転管理方式の改革試行を
展開することに関連する問題についての通達**

国家外貨管理局天津、遼寧、江蘇、湖北、広東、四川、北京、重慶、黒龍江、浙江、福建、広西、貴州省（自治区、直轄市）分局（外貨管理部）、深圳、青島市分局：

外貨管理体制改革をさらに深化させ、外商投資企業の経営と資金運用の需要をさらに良く満たす、および利便化するため、国家外貨管理局は一部の地域（天津濱海新区、瀋陽経済区、蘇州工業園区、東湖国家自主革新モデル区、広州南沙新区、横琴新区、成都市ハイテク産業開発区、中関村国家自主革新モデル区、重慶両江新区、黒龍江沿辺開発開放外貨管理改革試行地区、温州市金融総合改革試験区、平潭総合実験区、中国—マレーシア欽州産業園区、貴陽総合保税區、深圳前海深圳・香港現代サービス合作区および青島市财富管理金融総合改革試験区）で外商投資企業資本金元転管理方式の改革試行を展開することを決定した。ここに関連問題について以下のように通知する。

1、 外商投資企業の資本金は自由元転を実行する

外商投資企業の外貨資本金の自由元転とは、外商投資企業の資本金口座において所在地の外貨管理局による出資権益確認手続を経た外貨資本金は、企業の実際の経営の必要に基づき銀行で元転を行うことができることを指す。試行区域内で登録・設立した外商投資企業の外貨資本金の自由元転比率は、暫定的に100%とする。国家外貨管理局は、国際収支の状況に基づき適宜、上述の比率に対して調整を行うことができる。

外貨資本金自由元転を実行すると同時に、外商投資企業はなお、現行の支払元転制度を選択してその外貨資本金を使用することができる。銀行は、支払元転の原則に基づき企業のために毎回の元転業務を行うときはすべて、企業の前回の元転（自由元転および支払元転を含む）資金使用の真実性とコンプライアンス性を審査しなければならない。

外商投資企業の外貨資本金の国内原通貨振替およびクロスボーダー対外支払は、現行の外貨管理関連規定に基づき手続を行う。

2、 外商投資企業外貨資本金自由元転により得た人民元資金を元転後支払待ち口座に組み入れて管理する

外商投資企業は、その外貨資本金口座の開設銀行において一対一で対応する資本項目—元転後支払待ち口座（以下「元転後支払待ち口座」という）を開設し、自由元転により得た人民元資金の預入に用い、合わせて当該口座を通じて各種支払手続を行わなければならない。外商投資企業は、支払元転の原則に基づく元転により得た人民元資金は、元転後支払待ち口座を通じて支払を行ってはならない。

外商投資企業資本金口座の収入範囲は、外国投資家が国外から払い込む外貨資本金もしくは引受出資金（非居住者預金口座、オフショア口座、国外個人国内外貨口座からの出資を含む）、国外払込保証金専用口座から振り替える外貨資本金もしくは引受出資金、当該口座から規定に基づき払い出した後に戻し入れる資金、同一名義の資本金口座から振り替える資金、取引の取消により返却される資金、利息収入および外貨管理局の登記もしくは認可を経たその他の収入を含む。

資本金口座の支出範囲は、経営範囲内の元転、元転しての元転後支払待ち口座への振替、国内の国内振替保証金専用口座・同一名義資本金口座・委託貸付口座・資金集中管理専用口座・国外貸付専用口座・国内再投資専用口座・外債専用口座にもとの通貨のまま振り替える資金、外国投資家の減資・出資撤回による払出、經常項目対外支払および外貨管理局の登記もしくは認可を経たその他の資本項目支出を含む。

元転後支払待ち口座の収入範囲は、対応する資本金口座・国内資産現金化口座・国内再投資口座から元転して振り替える資金、当該口座から規定に基づき払い出した後に戻し入れる資金、取引の取消により返却される資金、人民元利息収入および外貨管理局の登記もしくは認可を経たその他の収入を含む。

元転後支払待ち口座の支出範囲は、経営範囲内の支出、人民元保証金の支払、資金集中管理専用口座への振替、使用を完了した人民元貸付の償還、外債償還の外貨購入・支払もしくは直接対外支払、外国投資家の減資・出資撤回による外貨購入・支払もしくは直接対外支払、經常項目支出および外貨管理局の登記もしくは認可を経たその他の資本項目支出の外貨購入・支払もしくは直接対外支払を含む。

元転後支払待ち口座内の人民元資金は、外貨管理局の批准を経ずに外貨購入して資本金口座に戻し入れてはならない。外商投資企業の同一名義の支払待ち口座間の資金は、相互に振り替えてはならない。支払待ち口座からの担保もしくはその他の保証金の支払に用いる人民元資金の払出は、担保履行もしくは違約金差引が発生した場合を除き、すべてもとのルートで支払待ち口座に戻し入れなければならない。

3、 外商投資企業の資本金の使用は、企業の経営範囲内で真実に自社使用の原則を遵守しなければ

らない

外商投資企業の資本金およびその元転により得た人民元資金は、以下の用途に用いてはならない。

- (1) 直接的もしくは間接的に企業の経営範囲以外もしくは国家の法律・法規が禁止する支出に用いてはならない。
- (2) 法律・法規に別途、規定がある場合を除き、直接的もしくは間接的に証券投資に用いてはならない。
- (3) 直接的もしくは間接的に人民元委託貸付（経営範囲が許可する場合を除く）、企業間貸借の償還（第三者による立替金を含む）および第三者に転貸した銀行の人民元貸付の償還に用いてはならない。
- (4) 外商投資不動産企業を除き、非自社用不動産購入の関連費用の支払に用いてはならない。

4、 外商投資企業による元転資金での国内持分投資の展開を利便化する

もとの通貨による持分投資の振替のほか、投資を主要業務とする外商投資企業（外商投資性公司、外商投資ベンチャー投資企業および外商投資持分投資企業を含む）が、その国内で投資するプロジェクトが真実で、コンプライアンスに合致している前提において、実際の投資規模に基づき外貨資本金を直接元転した後に投資先企業の口座に振り替えることを許可する。上述の企業の持分投資資金以外の資本金元転は、支払元転の原則に基づき手続を行う。

上述の企業以外の一般外商投資企業が国内原通貨振替で国内持分投資を展開する場合、現行の国内再投資の規定に基づき手続を行う。元転資金で国内持分投資を展開する場合、投資先企業がまずその所在地の外貨管理局で国内再投資登記を行って相応の元転支払待ち口座を開設し、その後投資を展開する企業が実際の投資規模に基づき元転により得た人民元資金を投資先企業が開設した元転後支払待ち口座に振り替える。投資先企業が引き続き国内持分投資を展開する場合、上述の原則に基づき手続を行う。

5、 元転資金の支払管理をさらに規範化する

- (1) 外国投資家、外商投資企業およびその他の関連申請主体は、規定に基づき事実どおりに外貨管理局および銀行に真実性証明関連資料を提出し、合わせて資本金の元転により得た人民元資金の支払使用（外貨資本金の直接支払使用を含む）を行うときに『直接投資関連口座資金支払指図書』（付属文書を参照）に記入しなければならない。
- (2) 銀行は、「自分の顧客を理解する」、「自分の業務を理解する」、「審査の職責を尽くす」等の

原則を履行し、外商投資企業のために資本金の対外支払および元転により得た人民元資金の支払を行うとき、真実性審査の責任を負わなければならない。毎回の資金支払を行うときはすべて、前回の支払証明資料の真実性とコンプライアンス性を審査しなければならない。銀行は、外商投資企業外貨資本金元転および使用の関連証明資料を5年間保管して検査に備えなければならない。

銀行は、『国家外貨管理局による「金融機関外貨業務データ収集規範（バージョン1.0）」の発布に関する通達』（匯発[2014]18号）の要求に基づき、遅滞なく資本金口座、元転後支払待ち口座（口座性質コード2113）と関連する口座、クロスボーダー受取・支払、国内振替、口座内元転・外貨転等の情報を報告しなければならない。このうち、元転後支払待ち口座とその他の人民元口座との間の資金振替は、国内受取・支払証憑の記入を通じて国内振替情報を報告し、合わせて「発票番号」欄に資金用途コード（匯発[2014]18号の「7.10 元転用途コード」に基づき記入する）を記入しなければならない。貨物貿易の確認に係る支払を除き、その他の振替の取引コードはすべて「929070」を記入する。

- (3) 企業に確かに特殊な原因があって一時的に真実性証明資料を提供できない場合、銀行は職責を尽くした審査の義務を履行し、取引が真実の取引背景を備えているかを確定する前提において、企業のために関連支払を行うことができ、合わせて業務を行った当日に外貨管理局の関連業務システムを通じて外貨管理局に特殊事項の届出を提出しなければならない。銀行は、支払完了後20営業日以内に企業が補充提出する関連証明資料を揃えて審査し、合わせて関連業務システムを通じて外貨管理局に特殊事項届出業務の真実性証明資料補充提出状況を報告しなければならない。

外商投資企業が手元準備金名義で資本金を使用する場合、銀行はそれに真実性証明資料の提出を要求しなくてもよい。単一企業の毎月の手元準備金支払の累計金額は、60万人民元相当を超えてはならない。

1回ですべての外貨資本金支払元転もしくは元転後支払待ち口座内のすべての人民元資金で行う支払を申請する外商投資企業に対し、真実性証明関連資料を提出できない場合、銀行はそのために元転、支払を行ってはならない。

6、 その他の直接投資に係る外貨資金の元転および使用管理

国内機構が開設する国内資産現金化口座および国内再投資口座内の資金の元転は、外商投資企業の資本金口座管理を参照する。

国内個人が開設する国内資産現金化口座および国内再投資口座、ならびに国内機構および個人が開設する国外資産現金化口座は、外貨管理局の関連業務登記証憑により直接、銀行で元転を行うことができる。

外国投資家前期費用口座の資金の元転は、銀行が支払元転の原則に基づき手続を行う。

国外払込保証金専用口座および国内振替保証金専用口座内の外貨資金は、元転使用してはならない。担保履行もしくは違約金差引が発生した場合、関連保証金は保証金を受け取る当事者が外貨管理局の認可もしくは登記を経た後に開設するその他の資本項目外貨口座に振り替えて関連規定に基づき使用しなければならない。

上述の直接投資に係る口座内の利息収入および投資収益はすべて、経常項目外貨管理の関連規定に基づき直接、銀行で元転もしくは支払を行う。

7、 外貨管理局による事後監督管理と規定違反調査・処分をさらに強化する

- (1) 外貨管理局は、『中華人民共和国外貨管理条例』、『外国投資家国内直接投資外貨管理規定』等の関連規定に基づき銀行が行う外商投資企業の資本金の元転および使用等の業務コンプライアンス性に対する指導および確認を強化する。確認の方式は、関連業務主体に書面資料および業務資料の提供、責任者への接見、業務主体関連資料の現場閲覧もしくは複製、規定違反状況の通報を要求すること等を含む。深刻な、悪意ある規定違反の銀行に対し、関連手順に基づきその資本項目下の外貨業務手続を一時的に停止することができ、深刻な、悪意ある規定違反の外商投資企業等に対し、その自由元転資格を取り消し、かつそれが書面説明書簡を提出して相応の是正を行うまで、そのためにその他の資本項目外貨業務を行ってはならない。
- (2) 本通達に違反して外商投資企業の資本金の元転および使用等の業務を行った外商投資企業および銀行に対し、外貨管理局は『中華人民共和国外貨管理条例』および関連規定に基づき調査・処分を行う。

8、 その他の関連問題

本通達は、2014年8月4日より実施する。以前の規定と本通達の内容が不一致である場合、本通達を基準とする。試行地区の外商投資企業外貨資本金の元転には、一時的に『国家外貨管理局綜合司による「外商投資企業の外貨資本金支払元転管理の完善化に関連する業務オペレーション問題についての通達」』（匯綜発[2008]142号）および『国家外貨管理局綜合司による外商投資企業の

外貨資本金支払元転管理の完善化に関連する業務オペレーション問題についての補充通達』（匯綜発[2011]88号）の関連要求を適用しない。

各試行分局、外貨管理部は速やかに本通達を試行区域内の中心支局、支局および銀行に転送すること。
執行中、問題に遭遇した場合、遅滞なく国家外貨管理局資本項目管理司にフィードバックすること。

付属文書：直接投資関連口座資金支払指図書

国家外貨管理局

2014年7月4日

付属文書：

直接投資関連口座資金支払指図書

_____銀行（銀行番号_____）：

貴行は当社の直接投資関連口座の資金を以下の要求に基づき取り扱われたい。

☐ 元転支払 ☐ 元転により得た人民元の支払 ☐ 対外外貨支払

支払口座類型		支払口座番号		支払資金はすでに出資 権益確認を行ったか否か	
受取人	受取人の 所属業界	支払金額および 通貨種類	受取人の口座開 設銀行の名称	受取人の 口座番号	支払資金の用途
合計					

重要提示：直接投資関連口座およびその元転により得た人民元資金は、以下の用途に用いてはならない。

- (1) 直接的もしくは間接的に企業の経営範囲以外もしくは国家の法律・法規が禁止する支出に用いてはならない。
- (2) 法律・法規に別途、規定がある場合を除き、直接的もしくは間接的に銀行の元本保証型商品以外の投資理財商品もしくはその他の有価証券の購入に用いてはならない。
- (3) 直接的もしくは間接的に人民元委託貸付（経営範囲が許可する場合を除く）、企業間貸借の償還（第三者による立替金を含む）および第三者に転貸した銀行の人民元貸付の償還に用いてはならない。
- (4) 外商投資不動産企業を除き、非自社用不動産の購入関連費用の支払に用いてはならない。

注：記入説明に基づき記入すること。

当社は、以下のように承諾する。当社は、上記表中の重要提示および付属の記入説明の内容を真剣に閲読かつ完全に理解し、当社が記入する『直接投資関連口座資金支払指図書』の各項目の内容は真実・有効で、合わせて合法的でコンプライアンスに合致する経営範囲内で今回支払を申請する資金を使用することを保証する。支払用途を勝手に変更もしくは虚偽の承諾をした場合、『中華人民共和国外貨管理条

例』および関連法規に基づき、当社および法定代表者が相応の法律責任を負う。

連絡人：

連絡電話：

会社法定代表者の署名捺印：

_____会社（捺印）

年 月 日

記入説明

1. 「元転支払」、「元転により得た人民元の支払」もしくは「対外外貨支払」の前にある四角にチェックを入れること。「元転支払」とは、直接投資関連口座内の資金の元転後、直接、実際の受取人に支払う（元転後支払待ち口座への振替を含む）ことを指す。「元転により得た人民元の支払」とは、元転後支払待ち口座内の資金を支払・使用する（人民元資金による外貨購入・支払を含む）ことを指す。「対外外貨支払」とは、資本金を直接、対外外貨支払することを指す。本選択肢は1つのみを選ぶことができ、同時に3種類の状況を含む場合はそれぞれ記入すること。
2. 支払口座類型とは、支払資金を払い出す口座類型を指し、資本金口座、国内再投資口座、国内資産現金化口座、国外資産現金化口座、前期費用口座、元転後支払待ち口座を含む。
3. 支払資金の用途を記入するとき、標準用途に基づき記入すること（貨物代金の支払、工事代金の支払、保証金の支払、コンサルティング費用の支払、その他のサービス費用の支払、税金の支払、給与の支払、土地払下代金、不動産購入、持分譲渡代金の支払、銀行貸付の元利償還、個人、手元準備金、代金前払、その他の固定資産の購入、銀行の元本保証型投資商品の購入、資本項目のクロスボーダー支出、経常項目のクロスボーダー支出、国内持分投資、ファイナンスリース、担保履行、小額貸付、ファクタリング業務、元転後支払待ち口座への振替、特殊届出、その他（「代金前払もしくはその他」を選択する場合は別途、資金用途説明を提出すること）。
4. 支払資金用途が異なる場合、分けて記入すること。
5. 会社の法定代表者が他人に授權委託して本表を記入する場合は別途、授權委託書を提出すること。

（中国語原文）

国家外汇管理局

汇发[2014]36号

关于在部分地区开展外商投资企业外汇资本金结汇管理方式改革试点有关问题的通知

国家外汇管理局天津、辽宁、江苏、湖北、广东、四川、北京、重庆、黑龙江、浙江、福建、广西、贵州省（自治区、直辖市）分局（外汇管理部），深圳、青岛市分局：

为进一步深化外汇管理体制改革的，更好地满足和便利外商投资企业经营与资金运作需要，国家外汇管理局决定在部分地区（天津滨海新区、沈阳经济区、苏州工业园区、东湖国家自主创新示范区、广州南沙新区、横琴新区、成都市高新技术产业开发区、中关村国家自主创新示范区、重庆两江新区、黑龙江沿边开发开放外汇管理改革试点地区、温州市金融综合改革试验区、平潭综合实验区、中国-马来西亚钦州产业园区、贵阳综合保税区、深圳前海深港现代服务业合作区和青岛市财富管理金融综合改革试验区）开展外商投资企业资本金结汇管理方式改革试点。现就有关问题通知如下：

一、 外商投资企业外汇资本金实行意愿结汇

外商投资企业外汇资本金意愿结汇是指外商投资企业资本金账户中经所在地外汇局办理出资权益确认的外汇资本金可根据企业的实际经营需要在银行办理结汇。试点区域内注册成立的外商投资企业外汇资本金意愿结汇比例暂定为 100%。国家外汇管理局可根据国际收支形势适时对上述比例进行调整。

在实行外汇资本金意愿结汇的同时，外商投资企业仍可选择现行支付结汇制使用其外汇资本金。银行按照支付结汇原则为企业办理每一笔结汇业务时，均应审核企业上一笔结汇（包括意愿结汇和支付结汇）资金使用的真实性与合规性。

外商投资企业外汇资本金境内原币划转以及跨境对外支付按现行相关外汇管理规定办理。

二、 外商投资企业外汇资本金意愿结汇所得人民币资金纳入结汇待支付账户管理

外商投资企业应在其资本金账户开户银行开立一一对应的资本项目-结汇待支付账户（以下简称结汇待支付账户），用于存放意愿结汇所得人民币资金，并通过该账户办理各类支付手续。外商投资企业按支付结汇原则结汇所得人民币资金不得通过结汇待支付账户进行支付。

外商投资企业资本金账户的收入范围包括：外国投资者境外汇入外汇资本金或认缴出资（含非居民存款账户、离岸账户、境外个人境内外汇账户出资），境外汇入保证金专用账户划入的外汇资本金

或认缴出资；本账户合规划出后划回的资金，同名资本金账户划入资金，因交易撤销退回的资金，利息收入及经外汇局登记或核准的其他收入。

资本金账户的支出范围包括：经营范围内结汇，结汇划入结汇待支付账户，境内原币划转至境内划入保证金专用账户、同名资本金账户、委托贷款账户、资金集中管理专户、境外放款专用账户、境内再投资专用账户、外债专用账户的资金，因外国投资者减资、撤资汇出，经常项目对外支付及经外汇局登记或核准的其他资本项目支出。

结汇待支付账户的收入范围包括：由对应的资本金账户、境内资产变现账户、境内再投资账户结汇划入的资金，由本账户合规划出后划回的资金，因交易撤销退回的资金，人民币利息收入及经外汇局登记或核准的其他收入。

结汇待支付账户的支出范围包括：经营范围内的支出，支付人民币保证金、划往资金集中管理专户，偿还已使用完毕的人民币贷款，购付汇或直接对外偿还外债，外国投资者减资、撤资资金购付汇或直接对外支付，购付汇或直接对外支付经常项目支出及经外汇局登记或核准的其他资本项目支出。

结汇待支付账户内的人民币资金未经外汇局批准不得购汇划回资本金账户。外商投资企业同名结汇待支付账户间的资金不得相互划转。由结汇待支付账户划出用于担保或支付其他保证金的人民币资金，除发生担保履约或违约扣款的，均需原路划回结汇待支付账户。

三、 外商投资企业资本金的使用应在企业经营范围内遵循真实、自用原则

外商投资企业资本金及其结汇所得人民币资金不得用于以下用途：

- （一） 不得直接或间接用于企业经营范围之外或国家法律法规禁止的支出；
- （二） 除法律法规另有规定外，不得直接或间接用于证券投资；
- （三） 不得直接或间接用于发放人民币委托贷款（经营范围许可的除外）、偿还企业间借贷（含第三方垫款）以及偿还已转贷予第三方的银行人民币贷款；
- （四） 除外商投资房地产企业外，不得用于支付购买非自用房地产的相关费用。

四、 便利外商投资企业以结汇资金开展境内股权投资

除原币划转股权投资款外，允许以投资为主要业务的外商投资企业（包括外商投资性公司、外商投资创业投资企业和外商投资股权投资企业），在其境内所投资项目真实、合规的前提下，按实际投资规模将外汇资本金直接结汇后划入被投资企业账户。上述企业股权投资款以外的资本金结汇按支付结汇原则办理。

上述企业以外的一般性外商投资企业以资本金原币划转开展境内股权投资的，按现行境内再投资规定办理。以结汇资金开展境内股权投资的，应由被投资企业先到所在地外汇局办理境内再投资登记并开立相应结汇待支付账户，再由开展投资的企业按实际投资规模将结汇所得人民币资金划往被投资企业开立的结汇待支付账户。被投资企业继续开展境内股权投资的，按上述原则办理。

五、进一步规范结汇资金的支付管理

- (一) 外国投资者、外商投资企业及其他相关申请主体应按规定如实向外汇局和银行提供相关真实性证明材料，并在办理资本金结汇所得人民币资金的支付使用（包括外汇资本金直接支付使用）时填写《直接投资相关账户资金支付命令函》（见附件）。
- (二) 银行应履行“了解客户”、“了解业务”、“尽职审查”等原则，在为外商投资企业办理资本金对外支付及结汇所得人民币资金支付时承担真实性审核责任。在办理每一笔资金支付时，均应审核前一笔支付证明材料的真实性与合规性。银行应留存外商投资企业外汇资本金结汇及使用的相关证明材料 5 年备查。

银行应按照《国家外汇管理局关于发布〈金融机构外汇业务数据采集规范（1.0 版）〉的通知》（汇发[2014]18 号文）的要求，及时报送与资本金账户、结汇待支付账户（账户性质代码 2113）有关的账户、跨境收支、境内划转、账户内结售汇等信息。其中，结汇待支付账户与其他人民币账户之间的资金划转，应通过填写境内收付款凭证报送境内划转信息，并在“发票号”栏中填写资金用途代码（按照汇发[2014]18 号文“7.10 结汇用途代码”填写）；除货物贸易核查项下的支付，其他划转的交易编码均填写为“929070”。

- (三) 对于企业确有特殊原因暂时无法提供真实性证明材料的，银行可在履行尽职审查义务、确定交易具备真实交易背景的前提下为企业办理相关支付，并应于办理业务当日通过外汇局相关业务系统向外汇局提交特殊事项备案。银行应在支付完毕后 20 个工作日内收齐并审核企业补交的相关证明材料，并通过相关业务系统向外汇局报告特殊事项备案业务的真实性证明材料补交情况。

对于外商投资企业以备用金名义使用资本金的，银行可不要求其提供上述真实性证明材料。单一企业每月备用金支付累计金额不得超过等值 60 万元人民币。

对于申请一次性将全部外汇资本金支付结汇或将结汇待支付账户中全部人民币资金进行支付的外商投资企业，如不能提供相关真实性证明材料，银行不得为其办理结汇、支付。

六、其他直接投资项下外汇账户资金结汇及使用管理

境内机构开立的境内资产变现账户和境内再投资账户内资金结汇参照外商投资企业资本金账户管理。

境内个人开立的境内资产变现账户和境内再投资账户，以及境内机构和个人开立的境外资产变现账户可凭外汇局相关业务登记凭证直接在银行办理结汇。

外国投资者前期费用账户资金结汇按支付结汇原则办理。

境外汇入保证金专用账户和境内汇入保证金专用账户内的外汇资金不得结汇使用。如发生担保履约或违约扣款的，相关保证金应划入接收保证金一方经外汇局核准或登记后开立的其他资本项目外汇账户并按照相关规定使用。

上述直接投资项下账户内利息收入和投资收益均可按照经常项目外汇管理有关规定直接在银行办理结汇及支付。

七、 进一步强化外汇局事后监管与违规查处

- （一） 外汇局应根据《中华人民共和国外汇管理条例》、《外国投资者境内直接投资外汇管理规定》等有关规定加强对银行办理外商投资企业资本金结汇和使用等业务合规性的指导和核查。核查的方式包括要求相关业务主体提供书面说明和业务材料、约谈负责人、现场查阅或复制业务主体相关资料、通报违规情况等。对于严重、恶意违规的银行可按相关程序暂停其资本项目下外汇业务办理，对于严重、恶意违规的外商投资企业等可取消其意愿结汇资格，且在其提交书面说明函并进行相应整改前，不得为其办理其他资本项下外汇业务。
- （二） 对于违反本通知办理外商投资企业资本金结汇和使用等业务的外商投资企业和银行，外汇局依据《中华人民共和国外汇管理条例》及有关规定予以查处。

八、 其他相关问题

本通知自 2014 年 8 月 4 日起实施。此前规定与本通知内容不一致的，以本通知为准。试点地区外商投资企业外汇资本金结汇暂不适用《国家外汇管理局综合司关于完善外商投资企业外汇资本金支付结汇管理有关业务操作问题的通知》（汇综发[2008]142 号）和《国家外汇管理局综合司关于完善外商投资企业外汇资本金支付结汇管理有关业务操作问题的补充通知》（汇综发[2011]88 号）的有关要求。

请各试点分局、外汇管理部尽快将本通知转发试点区域内中心支局、支局和银行。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局资本项目管理司反馈。

附件：直接投资相关账户资金支付命令函（略）

国家外汇管理局

2014年7月4日

附表：

直接投资相关账户资金支付命令函

_____银行（_____行号）：

请贵行将本公司直接投资相关账户资金，按照以下要求进行：

☐ 结汇支付 ☐ 结汇所得人民币支付 ☐ 对外付汇

支付账户类型		支付账户账号		支付资金是否已 办理出资权益确认	
收款人	收款人所属行业	支付金额及 币种	收款人开户 银行名称	收款人账号	支付资金用途
合计					
重要提示：直接投资相关账户及其结汇所得人民币资金不得用于以下用途： (一) 不得直接或间接用于企业经营范围之外或国家法律法规禁止的支出； (二) 除法律法规另有规定外，不得直接或间接用于购买银行保本型产品之外的投资理财产品或其他有价证券； (三) 不得直接或间接用于发放人民币委托贷款（经营范围许可的除外）、偿还企业间借贷（含第三方垫款）以及偿还已转贷予第三方的银行人民币贷款； (四) 除外商投资房地产企业外，不得用于支付购买非自用房地产的相关费用。					

注：请按填表说明填写。

本公司承诺：本公司已认真阅读并完全理解上表中重要提示和所附填表说明的内容，本公司所填写《直接投资相关账户资金支付命令函》各项内容真实有效，并保证合法合规在经营范围内使用此次申请支付的资金。如擅自改变支付用途或虚假承诺，依照《中华人民共和国外汇管理条例》及相关法律法规，本公司及其法定代表人将承担相应的法律责任。

联系人：_____ 联系电话：_____

公司法定代表人签章：

_____公司（盖章）

_____年 _____月 _____日

填表说明

1. 请在“结汇支付”、“结汇所得人民币支付”或“对外付汇”前的方框中打钩，“结汇支付”指相关直接投资账户内资金结汇后直接支付给实际收款人（含划入结汇待支付账户）；“结汇所得人民币支付”指将结汇待支付账户内的资金支付使用（含人民币资金购汇支付）；“对外付汇”是指资本金直接对外付汇。本选项只能单选，如同时包括三种情况请分别填表。
2. 支付账户类型是指划出支付资金的账户类型，包括：资本金账户、境内再投资账户、境内资产变现账户、境外资产变现账户、前期费用账户、结汇待支付账户。
3. 填写支付资金用途时，请按标准用途填写（支付货款、支付工程款、支付保证金、支付咨询费、支付其他服务费用、支付税款、支付工资、土地出让金、购房、支付股权转让款、偿还银行贷款本息、个人、备用金、预付款、购买其他固定资产、购买银行保本型投资产品、资本项下跨境支出，经常项下跨境支出、境内股权投资、融资租赁、担保履约、小额贷款、保理业务、转入结汇待支付账户、特殊备案、其他（选择“预付款或其他”的，请另行提交资金用途说明）。
4. 支付资金用途不同需分开填写。
5. 公司法人代表授权委托他人填写本表的，另需提供授权委托书。